

# 成年後見制度申立費用助成のご案内

この制度は、成年後見制度の利用が必要な親族の後見開始等の申立てを行おうとする方が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立費用や鑑定料等を助成するものです。

## 【助成の内容】

- ①申立費用（申立手数料・登記手数料・郵便切手代）
- ②鑑定料
- ③成年後見用診断書作成料

※ただし、令和2年4月1日以降に後見等開始の審判が決定したもの

## 【助成の申請及び請求のできる者】

- ①被後見人等本人
- ②後見開始等の審判請求を行う者（申立人）
- ③成年後見人等（代理権がある場合のみ）

## 【助成の対象者及び要件】

本人または親族からの後見開始等の申立てにより制度を利用する者（ただし、親族が後見人等である場合は除く）

<本人の要件>

申立て時に次のア、イの要件をすべて満たしていること

ア 葛飾区内に住所を有しているまたは葛飾区外であっても葛飾区長による措置等を受けている

イ 次のいずれかに該当すること

- ①生活保護受給者
- ②中国残留邦人法等による支援を受けている者
- ③次の全てを満たす場合

- ・助成を受けようとする日の属する会計年度の前年度の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯に属すること
- ・世帯の預貯金等の合計額が、100万円以下であること
- ・世帯が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

<費用負担者（申立人）の要件>

申立て時に、上記イの要件を満たしている者

**【申請に必要な書類】**

- ①成年後見制度利用助成事業申立助成金申請書兼請求書
- ②後見等開始の審判書謄本の写し
- ③家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録の写し
- ④審判申立てに要した費用の全ての領収書
- ⑤要件を満たすことを証する書類 等

※ 申立助成の申請及び請求は、成年後見等開始の審判が確定した日から 90 日以内に行わなければならない。

**問い合わせ先**

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

電話 03-5672-2833

住所 葛飾区堀切 3-34-1 地域福祉・障害者センター3階